

■給与支払報告書（個人別明細書）の書き方■

■住所欄は、給与の支払いを受ける方の、令和8年1月1日現在の住所を本人に確認のうえ、番地・方書まで詳細に記入してください。

■摘要欄

△控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、5人目以降の方の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字(例;(1))を付し、「備考」の欄に記載する個人番号との識別ができるようにしてください。16歳未満の扶養親族は、氏名に続けて「(年少)」と記入してください。

△年末調整をした方で、他の支払者の給与を合算している場合は、その支払者名、所在地、支払金額、社会保険料額、源泉徴収税額について記入してください。

△その他、連絡事項等
(例)訂正分、再提出分など

△普通徴収申請者の場合は、「(摘要)」欄に必ず普通徴収申請書記載の略号(A~G)を記入してください。(例:普Dなど)

■社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の額は、上段に内書きしてください。

■配偶者の合計所得欄

配偶者に所得がある場合に記入してください。
※収入金額ではなく、所得金額で記入してください。
※令和7年分から給与収入が190万円以下の場合、給与所得控除額は65万円となります。

■個人番号について

平成28年分以降に提出する給与支払報告書には、個人番号又の記載が必要となっております。
・受給者・支払者・控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族すべてにおいて、個人番号を記載してください。

■令和4年分から未成年の対象年齢が20歳未満から18歳未満になりました。
平成20年1月2日以降生まれの方

■支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

■提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、「訂正分」と朱書きし、訂正内容を明記して再提出してください。

■個人別明細書は、1人につき1部作成し、総括表と普通徴収申請書を付けて提出してください。

※種 別												※整 理 番 号																																															
支 払 者												受 払 者																																															
支 払 を 受 け る 住 所												(受給者番号)																																															
西之表市西之表○○○番地												(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																															
												(役職名) ニシノオモテ タロウ																																															
												西之表 太郎																																															
種 別			支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 (調 整 控 除 後)			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額																																															
給 料・賞 与			内 円 7,074,500			内 円 5,267,050			内 円 4,844,604			内 円 0																																															
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数																																											
有 徒 有		310,000		1		内 人 1		内 人 1		内 人 2		内 人 1		内 人 6		内 人 1		内 人 2																																									
特定親族特別控除の額												社会保険料等の金額												生命保険料の控除額												地震保険料の控除額												住宅借入金等特別控除の額											
内 円 (120,000)												内 円 1,084,604												内 円 120,000												内 円 50,000												内 円 21,100											
(摘要)												(1) 西之表 五郎 (2) 西之表 幸子(年少) (3) 西之表 福子(年少)												前職 ○○株 鹿児島市△町××番地 支払金額 1,650,000円、源泉徴収税額 12,600円、社会保険料額 125,000円												退職年月日 令和7年3月31日																							
普D																																																											
■社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の額は、上段に内書きしてください。																																																											
■配偶者の合計所得欄												配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。												■16歳未満扶養親族												■生命保険料と地震保険料の控除額を記入してください。																							
配偶者に所得がある場合に記入してください。												※令和7年分から給与収入が190万円以下の場合、給与所得控除額は65万円となります。												平成22年1月2日以降に生まれた方の人数を記入してください。												・生命保険料控除額(最高120,000円)																							
※収入金額ではなく、所得金額で記入してください。												※令和7年分から支払いのあった各保険料の支払金額を必ず記入してください。												・旧制度:平成23年12月31日以前に加入した契約																																			
※令和7年分から給与収入が190万円以下の場合、給与所得控除額は65万円となります。												■合計所得金額に応じた基礎控除の額を記入してください。												・新制度:平成24年1月1日以降に加入した契約																																			
■個人番号について												■所得金額調整控除額がある場合は記入してください。												■「摘要」欄に記入した、5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の「個人番号」を記入してください。																																			
平成28年分以降に提出する給与支払報告書には、個人番号又の記載が必要となっております。												■詳しい給与支払報告書の記載方法については、国税庁作成の「令和7年分 年末調整のしかた」をご覧ください。																																															
・受給者・支払者・控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族すべてにおいて、個人番号を記載してください。												国税庁ホームページでもご覧いただけます。																																															
■令和4年分から未成年の対象年齢が20歳未満から18歳未満になりました。												刊行物等>パンフレット・手引>源泉所得税関係>年末調整関係>令和7年分 年末調整のしかた																																															
平成20年1月2日以降生まれの方												刊行物等>パンフレット・手引>法定調査関係>令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調査の作成と提出の手引																																															
■支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。																																																											
■提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、「訂正分」と朱書きし、訂正内容を明記して再提出してください。																																																											
■個人別明細書は、1人につき1部作成し、総括表と普通徴収申請書を付けて提出してください。																																																											

■年末調整をした場合のみ記入する欄

「給与所得控除後の金額」、「所得控除の額の合計額」、「源泉徴収税額」、「配偶者特別控除の額」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「住宅借入金等特別控除の額」、「各保険料の金額」欄

■個人番号の記載が必要です。

■氏名は正確に記載し、必ずフリガナを付けてください。姓と名の間は1文字空けてください。

■扶養親族等の記載例

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数 (本人を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	徒	有	徒	有	徒	特定	老人	その他	特親	特別	その他	特定	老人	その他	特親	特別	その他	
310,000		1		内 人 1		内 人 1	内 人 2	内 人 1	内 人 1	内 人 6		内 人 1		内 人 1	内 人 1	内 人 2	内 人 1	内 人 2

①(源泉)控除対象配偶者

控除の対象となる配偶者を有している場合は○印を記入。その配偶者が70歳以上であれば、「老人」にも○印を記入してください。

※令和7年分から配偶者の合計所得金額の要件が48万円以下から58万円以下へ変更になりました。

②配偶者(特別)控除を受ける場合

配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。

③特定扶養親族

平成15年1月2日～平成19年1月1日までに生まれた方のうち、合計所得金額が58万円以下の方の人数を記入してください。

④老人扶養者(70歳以上の方)

昭和31年1月1日以前に生まれた方。「内」欄には、同居している直系尊属の人数を記入してください。

⑤その他

一般扶養者(16歳から18歳及び23歳から69歳)の人数を記入してください。

⑥特定扶養親族

平成15年1月2日～平成19年1月1日までに生まれた方のうち、合計所得金額が58万円超123万円以下の方の人数を記入してください。

⑦特別障害者及び普通障害者の人数を記入してください。

特別障害者者については、同居している場合は、「内」欄にも人数を記入してください。

昨年と合計所得金額の要件や特定扶養親族特別控除の追加などの変更があります！

■生命保険料と地震保険料の控除額を記入してください。

- ・生命保険料控除額(最高120,000円)
- ・地震保険料控除額(最高50,000円)

■令和7年中に支払いのあった各保険料の支払金額を必ず記入してください。

- ・旧制度:平成23年12月31日以前に加入した契約
- ・新制度:平成24年1月1日以降に加入した契約

■合計所得金額に応じた基礎控除の額を記入してください。

■所得金額調整控除額がある場合は記入してください。

■「摘要」欄に記入した、5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の「個人番号」を記入してください。

詳しい給与支払報告書の記載方法については、

国税庁作成の「令和7年分 年末調整のしかた」をご覧ください。

国税庁ホームページでもご覧いただけます。

刊行物等>パンフレット・手引>源泉所得税関係>年末調整関係>令和7年分 年末調整のしかた

刊行物等>パンフレット・手引>法定調査関係>令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調査の作成と提出の手引

所得控除額一覧

※住民税の控除額は一部異なります。

所得控除	控除額																																																												
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等の保険料（給与から控除されるものを含む）について、支払った金額 (注) 年金特別徴収（年金からの天引き）によって支払われた保険料等は、年金支払報告書により市役所へ別途報告されますので、含めないでください。																																																												
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金について、支払った金額																																																												
生命保険料控除	一定の方法により計算した一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額の合計額（合計12万円が限度）																																																												
地震保険料控除	支払保険料の金額に応じた一定の控除額（5万円が限度） (注) 旧長期損害保険料は15,000円が限度																																																												
障害者控除	障害者1人につき ⇒ 27万円 特別障害者1名につき ⇒ 40万円 同居特別障害者1名につき ⇒ 75万円 (注) 障害者控除は、年少扶養親族（16歳未満）の場合も適用されます																																																												
寡婦控除	27万円																																																												
ひとり親控除	35万円																																																												
勤労学生控除	27万円																																																												
配偶者控除・配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">受給者(本人)の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">控除者</td> <td>配偶者の合計所得金額 58万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (70歳以上)</td> <td>48万円</td> <td>32万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td>配偶者の合計所得金額 58万円超 95万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>36万円</td> <td>24万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table> (注1) 配偶者控除及び配偶者特別控除は、配偶者が事業専従者の場合にはいずれも適用なし (注2) 配偶者特別控除は、配偶者が控除対象配偶者の場合は適用なし (注3) 配偶者控除及び配偶者特別控除は、控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合にはいずれも適用なし (注4) 配偶者特別控除は、配偶者自身が納税者として配偶者特別控除の適用を受けている場合には適用なし							受給者(本人)の合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除者	配偶者の合計所得金額 58万円以下	38万円	26万円	13万円	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		受給者(本人)の合計所得金額																																																											
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																									
控除者	配偶者の合計所得金額 58万円以下	38万円	26万円	13万円																																																									
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円																																																									
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円																																																									
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																									
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																									
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																									
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																									
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																									
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																									
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																									
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																									
扶養控除	一般的扶養控除（16歳以上で下記以外のもの） ⇒ 38万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） ⇒ 63万円 老人扶養親族（70歳以上） ⇒ 48万円 （このうち、同居老親等） ⇒ 58万円 (注1) 扶養親族が事業従事者の場合は適用なし (注2) 令和7年分から被扶養者の合計所得金額の要件が48万円以下から58万円以下に変更になりました																																																												

年末調整や申告の際は、控除誤り等にご注意ください。



所得控除	控除額	
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額
	58万円超 85万円以下	63万円
	85万円超 90万円以下	61万円
	90万円超 95万円以下	51万円
	95万円超 100万円以下	41万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	21万円
	110万円超 115万円以下	11万円
	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 123万円以下	3万円
基礎控除	本人の合計所得金額	控除額
	132万円以下	95万円
	132万円超 336万円以下	88万円
	336万円超 489万円以下	68万円
	489万円超 655万円以下	63万円
	655万円超 2,350万円以下	58万円
	2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
	2,500万円超	0円

令和7年分から始まった控除です！

生計を一にする平成15年1月2日～平成19年1月1日に生まれた人（特定親族）のうち、合計所得金額が58万円超123万円以下のものがいる場合の控除です。

基礎控除額額が変わりました！

令和7年分の合計所得金額が2,350万円以下の納税者について、基礎控除額が昨年と変更になりました。

給与支払報告書等のeLTAX等での提出について

令和9年1月以降より電子提出の基準が100枚以上から30枚以上に変更となります

・令和9年1月以降に提出する給与支払報告書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。令和7年中(基準年)に提出する給与支払報告書が30枚以上となった事業所や個人授業主の方は、令和9年は紙ではなくeLTAXもしくは光ディスク等による電子提出が必要ですので、お早目の準備をお願いいたします。

（※30枚以下の事業所についてもeLTAXでの給与支払報告書の提出をおすすめします。）

個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法について

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取ができます。

・電子データでの受取か従来の紙での受取かをお選びいただけます。

※電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

電子データを受け取るための条件

・eLTAXを経由して、給与支払報告書を提出している特別徴収義務者であること。

年末調整に関する書類は、種子島税務署及び市役所税務課に備え付けてあります。

年末調整の内容に関することは、国税庁ホームページをご覧いただぐか、種子島税務署（☎22-0440）へお問い合わせください。